

# 少年法改正案と裁判員裁判 —問題点・影響の検討—

The Juvenile law a Proposed Amendment and Criminal Action suit  
of Judicial Participation (Act 2012)  
- Point at issue, Influence, from Delinquency -

小関 慶太

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

(2012 年 9 月 25 日 受理)

1. はじめに
2. 考察整理
3. むすびに代えて

## 1. はじめに

諮問第 95 号で「少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに・・・科刑の適正化・・・」としているが「適正化」「充実化」とあるが内容を見る限り「厳罰化」としか言いたくない。また本改正では「適正化」と書き「ゲンバツカ (= 厳罰化)」と読むと解されている。

昨今の少年事件を見ていると大津イジメ事件をはじめとするイジメ自殺（・犯罪に発展したケース）が表面化し始めている。また警察の介入もやや増えてきているが警察の介入は、やはり犯罪事実のある場合は介入をすべきことであると思われるものの、他方過剰な介入、可塑性の高い加害少年へ社会的なバッシングなど目に余る報道等がある。またイジメの本質的な定義は、難しく強者（行為者）が弱者（被害者）、意識的ないし無意識のうちに精神的ないし肉体的な加害行為であり、

客観的に見て明らかな犯罪行為もあれば、ふざけているのか、遊びなのか（同意関係有無）わからない内容<sup>1</sup>まである。イジメ問題は、社会病理の問題であり社会・経済情勢の不景気が有無、個人所得格差などが大きくなることで加害者・被害者の生育環境の違いなども関係してくる。このような問題に対して司法が厳罰政策として立ち向かうべきではなく、社会政策・学校教育の場面での改善をすべきであると思われる。いじめ問題と事実認定の適正化として、明倫中学校（山形マット死事件）事件等が契機になったと言われている。しかし改めるべきだという議論にはならず、現行制度に不備があると耳にすることはないに等しい。また意見交換会において被害者の声が改正へ強い主張があったが特に 2000 年以降の法制審議において、被害者の声<sup>2</sup>の影響力が評価<sup>3</sup>される。

## 2. 考察整理

少年審判（要保護審）に検察官が関与する制度は、法の在り方や理念を変えずに健全育成の実現すること。刑罰ではなく伝統的な保

護政策が今日に至るまで失敗したという統計を見受けることは出来ないのであれば、これからも「健全育成」第一に少年審判、少年法の在り方を考えなければならない。近年の改正を見ると、少年法という特別な法令をなくして、成人も少年も一元的に刑法・刑事訴訟法で処理をする方向へ導かれているように感じられる。また成人刑事裁判では、刑罰を社会防衛として捉えている。言い換えば、相対的応報刑論の立場より責任の大きさを行為の大きさで図っている<sup>4</sup>。この考え方が少年刑事裁判でも正当的になりうる危険性があり、現行法では、家裁が検察官送致を行うことで刑事処分「相当」性という判断を行いあくまでも「相当」性であり「確定」という言い方はしていない。成人のように最初から選択がないに等しく刑事処分確定（有責性阻却事由が認められる場合は別）と同等に扱うべきではないのではなかろうか。Antony Duffは「責任があるということは、法的・道徳的に責任がある（応える・応答する）こと<sup>5</sup>」と示している。よって責任は、内在的・外在的の両面からの要求に応じられなければならず<sup>6</sup>、責任を保護ではなく刑罰に頼り、未熟な少年に科することは、科す許容性ではなく科す有効性を見出さなければならない。そもそも「責任」とは何なのか。その責任を果たす意味を理解させていかなければならずそこに有効性を見出すことは困難ではなかろう。

次に家庭裁判所の職権主義（審問構造）によって少年の社会復帰・再社会化が有効的に進んでいることを考え、裁判員法によって科学主義による調査への弊害や社会調査の形骸化、公判前整理手続によって証拠の制限により問題（刑事裁判時）を考えなければならない。

審判への検察官参加について少年審判は、職権主義を採用し、家庭裁判所が調査・審判を行っている。逆送の結果としての刑事裁判は、当事者主義を採用するがゆえ、検察官が検察官として刑訴法1条の目的に遂行が出来

ている。しかし少年審判での重大事件に対する検察官参加はあるが、事実認定・真実解明までであるが今回主張されているのは、要保護性の審理までであり、これらまで検察官が関わるべき性ではなく、少年の更生に資する協力者であり、当事者主義であれば加害者に対峙する検察官が関わるべき性はないのではないだろう。また要保護性からさらなる事実認定・真実解明につながる新たな証拠が出てくるかどうかに疑問が残る。そもそも要保護性の審理の意味をかけ違ひしている。目的の達成で事実認定では事実のみに焦点を当てていたがその後の調査報告などから多少の異なる真実が出てくるかもしれないが、これらはあくまでも「要保護性」を問うためのものであり、犯罪事実に係ることではない。また後述の知る権利との関係上、犯罪事実・非行事実は、新聞記事で公表できる可能な限りの範囲での公開されるので審判で見聞したことに対して、絶対的守秘義務を科せられることは少ないと思われるが、要保護性の審理においては、具体的には後述の通りの社会記録の内容も明らかになりうるため、厳格なる守秘義務を科せられ、被害者として多重の負担を強いることになる。

被害者の審判での質問は、「少年にマイナスにならない」「適切な事実認定に資する」主張があるが、質疑応答の議事を読んでいくと須納瀬学は、「・・・手続きの中に主体的に参加すると、手続きの一つの主体として参加したいと、そういう気持ちの表れとして質問権・・・」に対して「でも、それは事実認定につながらないでしょうか」と答えている。手続きの主体者として被害者になると、まず考えられることは、少年審判傍聴議論<sup>7</sup>のような被害者の第二次被害・第三次被害の可能性、少年の更生のための少年審判、これから少年を検察官へ送致をするかどうか、言い換えれば少年の一生を決めるかもしれない場において、被害者が審判廷で質問をすることは混乱を招くことになり、「更生に資する」合

理性が見出すことが出来ない。

被害者にとっても、社会にとっても「真実の解明」、加害者にとっても「真実の解明」は必要不可欠な事であり、真実の解明は現行法上の検察官の関与で十分と言えようがこのような議論になることを受け、被害者にとって不十分である又、知る権利の話も前述のとおりであるが、司法的な場では十分であるが被害者側に情報が十分に伝わっていないからこのような議論になるということも推測される。ただ知る権利に関しては、「知りたい」から「知ることが出来る」わけではなく、「知る権利<sup>3</sup>」があれば「知らせる義務」の権利義務関係につながってくる。しかし公共利益性から義務は発生しない。知りたいけれども知ることが出来ないから検察官が介入して、被害者にも質問権を認めて、被害者も当事者としての参加につながるのかと思われるが少年審判はあくまでも主催は、家庭裁判所の職権主義であるがゆえ、審判の抜本的な改革をしない限り、質問をすることは、当事者になることも出来ない。また少年事件のみならず成人事件を含めて絶対的に加害者だけが悪いとは言い難く、被害者にも過失が認められるケースが行為の原因が認められる場合が生じてくる場合もただある。このようなケースの場合は、被害者等は知りたくないことも知つてしまい、二次被害、三次被害にもつながり連鎖的に害を被る危険性も生じてくることが予測されるが意見書を読む限りでは、主張が強すぎ背景まで想定されていないように考えられる。

社会記録の閲覧に関しては、議事録の中で「一番知りたい」「すごく知りたい」と主張されているが知る権利との関係から考えると、「知りたい」から知る権利がある。知る権利を考える上で権利行使と公共利益性＝公共の福祉の関係（憲法12条）からプライバシー権（憲法13条）を考えると個人の私的事項の秘密という意味で法的に保護すべき利益で

あり、被害者に対して加害者及び加害者家族・親族の私的事項を知る権利を主張して、閲覧をすることは、他者からの法益侵害に至る可能性が推定され、たとえ真実の解明であろうがそれは国家が行うに足りうこと。被害者が私的に知りたいと言って知ることは出来ない。日本国憲法では、基本的人権を保障している。しかしここでいう「権利」は、勝手気ままな保障をしているわけではなく、前述のように公共の福祉の制約により権利の制限があることで守られる権利もある<sup>9</sup>。少年法関連の問題として知る権利が取りざたされるのは、法61条の問題であり長良川事件2011年3月10日最高裁判決で死刑が確定した時に新聞社・テレビ局は〈おことわり〉をつけて、少年の実名報道を行い、その際に説明として少年の更生可能性が死刑によって否定されたと解される内容であったが、ここで更生可能性の議論はしないものの、ここから考えられることとして国民は「知る」ことを望んでいるのだろうか。犯罪被害者は、真実を知りたいがそのために他者の権利侵害が生じても良いのだろうか。加害者の家族や親族も、加害者もある被害者かもしれない。そのようなことを考えると「知る権利」で解決できる問題ではない。

社会記録の調査の対象要件は、家庭及び保護者の関係、境遇、経歴、教育の程度及び状況、不良化の経過、性行、事件の関係、心身の状況等審判及び処遇上必要な事項の調査（少年審判規則11条1項）。家族及び関係者の経歴、教育の程度、性行及び遺伝関係などについても、できる限り、調査を行う（同2項）としている。その他少年鑑別所鑑別技官が行う調査もあり、少年の素質、経歴、環境及び人格並びにそれらの相互の関係を明らかにし、少年の矯正に関して最良の方針を立てる目的（少年鑑別所規則17条）。鑑別のための調査は、近親者及び保護者、成育歴、教育歴及び職業歴、身体状況及び精神状況、不良行為歴及び本事件の行為、入所後の動静、その他参考事項について行う（同19条）としている。また

【図表1】社会記録の閲覧・謄写

付添人	閲覧のみ可能・謄写不可	少年審判規則7条2項
検察官	事実上閲覧の可能 謄写不可	少年審判規則30条の5 事実背景・抗告受理判断
少年	閲覧不可	規定なし
被害者	閲覧不可	少年法5条の2第1項

閲覧謄写は、図表1のようになっている。

付添人と検察官には、職権として必要と認められる合理性がない限り制限が行われていることがわかる。また少年に関しては、遺伝子レベルの問題や知る必要、知る必要の合理性がないケースの情報まで含まれ、根拠法令はないものの閲覧を認めていない。

当事者である少年に対して認めていないことに対して（一部の）被害者は、自らが「当事者」であると主張をしているが当事者が秘密を知ることの合理的根拠にはならないかと思われる。また山崎学は、閲覧前提になると家裁の調査自体が非常に難しくなると懸念し、さらに適正な審判も困難になると考えられている。これまでの社会記録は、裁判員法施行後、量的・質的な変化が生じつつも職権主義の下、責任のある調査が行われてきている。このような状況をさらに縮小させる危険性もある。そしてこれらの社会記録のプライ

バシー性は、例え命が奪われたからと言ってもプライバシーが阻却される足りうる事情になりかねない。また生命の有無で議論をする問題ではない。

諮問によれば大きく分けて意見交換会を経て法制審議会へ諮問する内容は①国選付添人制度②検察官要保護審までの関与③仮釈放要件④刑罰引上げに関してとなる。特に②～③について考察を上げる。②要保護性と刑事訴訟法1条の関係性を考える以上、真実解明は事実認定審で行えば十分であり。要保護性の審議は、少年のこれから行く末を決める場である以上、検察官が同席をしても検察官としての機能を果たすことが出来ないことや懇切丁寧な審理の中で必要以上の協力者は必要としないことがいえる。次に③は、現行法（法51条2項）では10年以上15年以下の中有期刑選択になっているがこれを10年以上20年にし、仮釈放要件を現行法（法58条1項2号）では、3年経過で可能としていた

【図表2】少年刑引上げ新旧対照表

		現行法	改正案
犯行時 18歳未満	無期懲役を言い渡す時	10～15年の有期刑にできる	10～ <u>20</u> 年の有期刑にできる
	無期懲役を有期刑にしたときの仮釈放の時間	3年が経過したとき	<u>刑の3分の1</u> が経過したとき
判決時 20歳未満	3年以上の有期刑を言い渡すべき時	不定期刑にして、刑期の上限10年	不定期刑にして、刑期の <u>上限15年</u>

のに対して、3年が経過したときから「その刑の3分の1が経過したとき」に改めるとしているが、このようにしなければならない状況として統計が打ち出されているわけではなく、少年も成人も達成目標を定めることで成果を発することが出来る。これは受刑者のみならず生物界全体に言えることである。本改正案は、達成目標を曖昧にしてしまうことで更生意欲喪失になりかねなくなる。<sup>④</sup>不定期刑の短期長期の上限の引き上げに関しては、引き上げを行うことで社会防衛機能を果たすことが出来るのかもしれない。それは、錯覚にしかならず長期収容をすることで社会不適応のハイリスクになりかねない。また少年法が不定期刑を採用しているのは、少年（=若者）の成長発達、未熟、可塑性など特性を配慮して弾力性を持った決定となっているがこのような政策の結果として更生・再社会化につながっているのである。また長期10年以上は、さまざまな弊害をもたらすことになります。もしも引き上げをするのであれば、不定期刑を廃止すべきだと思われる。しかし、旧法8条から引き継ぎ伝統的に有効的と看做されて運用されてきた不定期刑、柔軟に生きた対応が可能である制度を廃止してしまうことは、残念である。よってこの問題に関して、慎重な検討が必要である。

また引き上げの背景には、2011年2月大阪地裁堺支部の判決において、男子高校生殺害事件の少年被告（犯行時17歳）の裁判員裁判において検察官の求刑、不定期刑5年以上10年以下の言い渡しをしたが判決理由では「10年でも本来十分ではない」とし「狭い範囲の不定期刑しか認められない規定について適切な改正が望まれる」と異例<sup>10</sup>の言及をした。裁判員経験者は、「見直しの契機になればいい」と話した<sup>11</sup>。しかし、地裁判事が不定期刑の意味するものを十分に理解していないことで、まして犯行時17歳の少年を長期的社会から排除してもそれが更生とは言えないことをわかっていないからであると思われ、罪と向き合うには柔軟な期間と目

標達成を目指すことが出来る環境も必要である。また犯罪被害者の高松由美子氏によれば「ただ景気を長くするだけではなく、矯正教育でどう罪を自覚を持たせるのかを一緒に議論をしなければ意味がない」と慎重な議論を求めている。須納瀬学は、「刑期が長くなれば、社会に出る時期が遅れ、うまく適用できずに再犯につながる恐れもある」と指摘<sup>12</sup>をしている。

①国選付添人制度の拡充は、メリットもありデメリットもあるかもしれないが特に言及は行わないものの、法制審議会において「一括」賛成・反対の選択肢しかないのであれば、「反対」をし、付添人と刑罰引上げ（仮釈条件厳格化）・要保護審の検察官関与は、異なる議論であるのだから別個で考えていくべきではないのか。

2000年以降の少年法改正は、徐々に法を骨抜きに法理念・特性を形骸化・死文化させていることと言えよう。また裁判員裁判における問題として裁判員が少年法への理解が十分になされないまま運用に至っている点<sup>13</sup>を考慮しても専門的な知識を有する「専門性を有する裁判員」の配備が急務である。量刑判定、刑罰選択の範囲に問題が生じてくる。不定期刑基準説は3つの考え方があり、どれが有効であるのかがあいまいになっている事や少年の犯罪態様性・動機などは、個々に相違し、処遇においても個々の処遇がなされているよう事情を「これだ」と言うことは出来ない。すなわち、量刑判断基準も抽象的な範囲を示すことは可能かもしれないが、具体的に刑法が定めている法定刑の範囲内での選択は非常に困難であり、ここでいうと法定刑の範囲は、抽象的と言える。このように現行制度の下での量刑データは、裁判所などが有しているがこれらを基準にして裁判所が説明をする。検察官が求刑することは可能であるが、引き上げることで①少年の処遇への弊害②量刑判断への混乱の2つの問題点・影響を及ぼすことになる。また不定期刑の有効性を十分

に議論を出来ていないなかで引き上げをすることには、実態把握をしてから検討をしなければならない問題である。

また少年法の形骸化に対して実務、実際の現場での健全育成の概念での運用は必要不可欠であり、この問題から逃げ腰ではあってはならない。本改正案によれば、不定期刑の有効的な選択機会喪失や少年定期刑の長期化とその有効性の問題など裁判員の評決（量刑）においても大きな影響を与え、現状のままの運営をしていくのであれば困難な選択を科していくことになると言える。

「厳罰化」「55条移送」においても許容性から有効性の証明も必要となるのではないだろうか<sup>14</sup>。少年事件に対する厳罰化は、少年に対して法的非難を強いるということになる。それには犯罪意図形成能力が犯罪意思の前提条件であり、また一定程度以上の年齢、精神状態<sup>15</sup>でなければならない。成人犯の場合は、「原因おいて自由な行為」として犯罪遂行に関して合理的で自律的な意思決定を行うという仮説に立っている<sup>16</sup>。少年が合理的な事情を有していないければ成人より軽減をしなければならない。また少年は肉体的な発達はしていると思われるが精神的な発達においては、教育・成育・家庭環境から見ても未熟である<sup>17</sup>ことが窺える。以上のことより、「適正化及び充実化」とした「厳罰化」の仮面をかぶった政策は必要ない。

どんなに社会が許容をしてもその結果、少年の健全育成の実現がなされず、社会が求める社会防衛の実現を行うのであれば早期発見・早期治療（矯正）の観点<sup>18</sup>から将来の防衛、安全・安心を求め、少年である少年の特性を生かす矯正教育の実現を行う。本来家族生活、家庭の中で身に着けなければならないことが欠如しているのであるため、国が親代わりに、保護（優先）主義に従い如何なる場合（刑事処分「相当」性が認められる場合にも機会はある）でもその機能を果たすに適当な方法がどうあるのか。刑罰の許容なのか、刑罰執行が有効的であるのかそうではないの

か。社会に対して説明責任を果たすために刑罰を科するのであるのか、社会への説明責任は刑罰で解決がするのか。本当の意味での説明責任を果たしたと言えるのは、執行決定ではなく、少年が再社会化を果たした結果であり、意見交換会の議事録の中でも加害者が被害者の墓参りをしたかしないか、弁護人からは、自らが受け持ったケースでは行われていたとあるが、ここから厳罰（長期の刑）に科したら「お墓参り」に行くのかどうか。教育の時間を長期化することが出来てもダラダラと指導・教育をしても意味はない。このように至るためには「被害者」とは何か。「被害者」の苦しみに対する教育<sup>19</sup>を行わなければならない。それは、刑罰として少年刑務所へ送致して可能なのか。少年院における矯正教育だからこそ柔軟に有効的に実現が可能となるのではないだろうか。

### 3. むすびに代えて

本改正案は拙速的であり、少年法の骨格をも変えてしまうものである点を十分に配慮をして、議論を尽くしていくかなければならない問題であることを考えるとともに法が複雑化する以上、その対象（=少年の刑事裁判）となる少年の責任を考え上でさらなる理念への理解を有する者（=いわゆる「専門性を有する裁判員」の導入、養成）の関わりが必要となりうるのではないか。

また量刑にあたっては、裁判官の自由裁量であるが故、職業裁判官に健全育成に反しない少年の特性を考慮した判断を期待したい。

#### 註

- 1 斎藤豊治「いじめの不可視性と少年司法の限界」『犯罪社会学研究』第20号日本犯罪社会学会（1995年）参照、餅川正雄「学校のいじめ問題に関する研究（1）」『広島経済大学研究論集』第33巻3号（2010年12月）参照、四辻伸吾＝瀧野揚三「大学生のいじ

- め観（II）』『大阪教育大学紀要』第IV部門第60巻第1号（2011年9月）参照、佐方哲彦「大学生の『いじめ』に対する態度」『和歌山医科大学紀要』第29巻（1999年）参照
- 2 Edited by Adam Crawford Jo Goodey "Integrating a Victim Perspective within Criminal Justice" (2000) at1p、河合幹雄「公訴時効廃止は被害者のためになるのか」『世界』（2009.10号）57頁参照、犬山絵美「わが国の厳罰化の現状と対策」『桐蔭論叢』（2008年）63頁以下、吉田雅之「『刑事政策の窓』公訴時効の改正について」『罪と罰』第47巻4号（財団法人刑事政策研究会、2010年）68頁、宮澤節生「ポピュリズム刑事政策の到来と批判的立場への課題」菊田幸一・西村春夫・宮澤節生編『社会のなかの刑事司法と犯罪者』（日本評論社、2007年）585頁参照、朝日新聞朝刊3面[東京本社]（2012年8月24日）によれば「少年法厳罰化案 背景に市民感情」として被害者に限定せず「市民感情」とあらわしている。市民感情とあらわすのには、大阪地裁堺支部の裁判員裁判の異例や裁判員経験者のインタビュー結果の表れであり、裁判員裁判の少年事件の件数を鑑みて成人案件に比較するのであれば、決して多くない。よって市民感情、市民の声も際立って大きなものとは言い難い。
- 3 Emi Inuyama=Keita koseki 'Prosecution System Analysis'" THE BOOK of Abstracts" 16th World Congress of the International Society for Criminology, at319p (2011) , 16th World Congress of the International Society for Criminology "The Oreliminary Program" at102p (2011)
- 4 VICTOR TADROS" Criminal Responsibility" OXFORD UNIVERSITY PRESS at21-22p (2005)
- 5 VICTOR TADROS at24p (2005)
- 6 VICTOR TADROS at25p-26p (2005)
- 7 小関慶太「少年審判における傍聴制度について」『桐蔭論叢』（2008年）
- 8 犯罪被害者等基本法3条3号
- 9 白井雅子「個人情報保護、プライバシー権および権利主体の行方に関する一考察」『中央学院大学法学論叢』第24巻1・2号2011年法学部設立25周年記念号）202頁以下参照
- 10 読売新聞夕刊13面（2011年2月1日）、LEX/DB文献番号25470389 大阪地方裁判所堺支部 平成21年（わ）第1197号
- 11 読売新聞朝刊34面（2012年9月5日）
- 12 読売新聞朝刊34面（2012年9月5日）
- 13 平成22年11月25日宣告 判決要旨、平成22年（わ）第258号 傷害、殺人、殺人未遂、未成年者略取、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件（現在、控訴審議中）での仙台地方裁判所で裁判員として裁判に参加した方のインタビュー新聞記事、日本弁護士連合会＝九州弁護士会連合会＝大分県弁護士会『第22回全国付添人経験交流集会報告書』（2012年）第6分科会「少年を被告人とする裁判員裁判の諸問題—理論問題点を中心にして—」227頁参照、240頁参照
- 14 小関慶太「少年法55条決定理由の考察」『日本犯罪社会学会第39回報告要旨集』（2013年）
- 15 葛野尋之『少年司法の再構築』（日本評論社、2003年）380-381頁
- 16 山本雅子「『原因において自由な行為』の再考」『中央学院大学法学論叢』第22巻1号（2009年）1頁以下参照、前掲葛野（2003年）381頁
- 17 小関慶太「少年の非行動向・状況と質からみた成人年齢引下げについての一考察」『桐蔭論叢』（2010年）
- 18 HANS-JÜRGEN KERNER "The Complex Dynamics of the Onset, the Development, and the Termination of a Criminal Career: Lessons on Repeat offenders to be Drawn from Recent Longitudinal Studies in Criminology" at1 p-5 p 「コーホート研究の結果（男子）、犯罪状況は低年齢時にピー

- クを迎えると、17歳から22歳で水平、22歳から25歳が緩やかに下がり、25歳から30歳で急激に下がる。これらに対して、早期の対処と教育が必要である。(意訳)」
- 19 刑事施設・矯正施設などで行われている「被害者の視点を取り入れた教育」など

## 註以外の参考文献

1. 原田國男『量刑判断の実際 [増補版]』(現代法律出版、2004年)
2. 本庄武「裁判員の量刑参加」「一橋論叢」一橋大学、第129巻1号(2003年)20頁以下
3. 本庄武「少年法は厳罰主義を採用したと解すべきか: 法律解釈への招待を兼ねて」「一橋論叢」一橋大学、第133巻4号(2005年)
4. 本庄武「成長発達権の内実と少年法61条における推知報道規制の射程」「一橋法学」一橋大学、第10巻3号
5. 藤吉和史「少年への死刑適用基準の変遷」「法学研究論集」朝日大学大学院、第9号(2009年)
6. 「平成20年改正少年法について意見交換会」第一回から第六回配布資料、議事録(法務省)
7. 葛野尋之「裁判員制度における民主主義と自由主義」、特集「裁判員裁判と新しい刑事手続きの現在」「法律時報」84巻9号通巻1050号(日本評論社、2012年8月)
8. 田宮裕=廣瀬健二『注釈少年法(第三版)』(有斐閣、2009年)
9. 澤登俊雄『少年法入門[第二版補訂]』(有斐閣ブックス、2003年)
10. 丸山雅夫『少年法講義[第二版]』(成文堂、2012年)
11. 日本弁護士連合会=関東弁護士会連合会=長野県弁護士会『第20回全国付添人経験交流集会報告書』(2010年)
12. 佐々木光明「子どもとおとの関係—『保護』とパートナーシップ—」津田玄児編著『子どもの人権新時代』(日本評論社、1994年)
13. 原田國男=神山啓史=岡慎一「座談会 裁判員裁判における量刑判断の特徴と情状弁護」、日本弁護士連合会裁判員本部編『GENJIN刑事弁護シリーズ⑭ 裁判員裁判の量刑』(現代人文社・2012年)

他